

環保第248号  
栃木県環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定による、水質の汚濁に係る環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めます。

令和3（2021）年9月15日

栃木県知事 福田 富一

## 諮 問 理 由 書

環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めており、水質汚濁に係るものには、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）があります。

生活環境項目は、利用目的別に分かれた水域類型ごとに異なる基準値が定められ、都道府県知事が各河川及び湖沼の水域について類型を指定することとされています。類型指定については、水質汚濁の状況や現在及び将来の利用目的を考慮し、適宜見直すこととされており、本県では現在49河川6湖沼の類型を指定しております。

この度、姿川及びその支川について、水質や利用の態様が変化していることから、現在の類型を見直す必要が生じました。

については、当該河川及び支川の適切な類型を検討するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

## 水質の汚濁に係る環境基準の類型指定について

### 1 環境基準及び達成期間

水質汚濁に係る環境基準の項目うち生活環境の保全に関する項目の環境基準は表1のとおりとなっている。

表1 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	
(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度							

また、達成期間は環境省通知により次のとおりとなっている。

- イ：直ちに達成
- ロ：5年以内に可及的速やかに達成
- ハ：5年を超える期間で達成
- ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

## 2 本県の類型指定状況

本県では、現在 49 河川について表 2 のとおりに類型を指定している。

表 2 類型指定状況

水系	河川数	水域数	類型別水域数内訳						環境基準 点数	補助点数
			AA	A	B	C	D	E		
那珂川水系	13	14	2	12	—	—	—	—	15	3
鬼怒川・小貝川水系	16	20	4	11	3	2	—	—	21	19
渡良瀬川水系	18	29	2	12	10	3	2	—	28	13
その他の水系	2	2	—	1	1	—	—	—	2	2
合計	49	65	8	36	14	5	2	—	66	37

## 3 姿川の概要

宇都宮市新里町栗谷地先の鞍掛山付近を源流とし、宇都宮市内を流れ、鎧川、赤川、武子川を合わせた後に下野市に、新川を合わせた後に小山市に入り、思川に合流する。源流付近は木々が茂る山中で人家等はなく、下流側は一部市街地や観光地となるが、多くは農村地帯となっている。

流域面積：261.9 km<sup>2</sup>、河川延長：40.2km。

## 4 姿川の類型

水域名：姿川（流入する支川（新川及び赤川を除く。）を含む。）

類型／達成期間：B／イ

環境基準点：宮前橋

補助点：こしじ橋、鹿沼街道、姿川橋

## 5 今後の審議会・部会等スケジュール

令和 3 (2021) 年 9 月

環境審議会 諮問

令和 3 (2021) 年 10 月～令和 4 (2022) 年 1 月

水質部会 審議（1～2回）

令和 4 (2022) 年 2 月

環境審議会 審議・答申



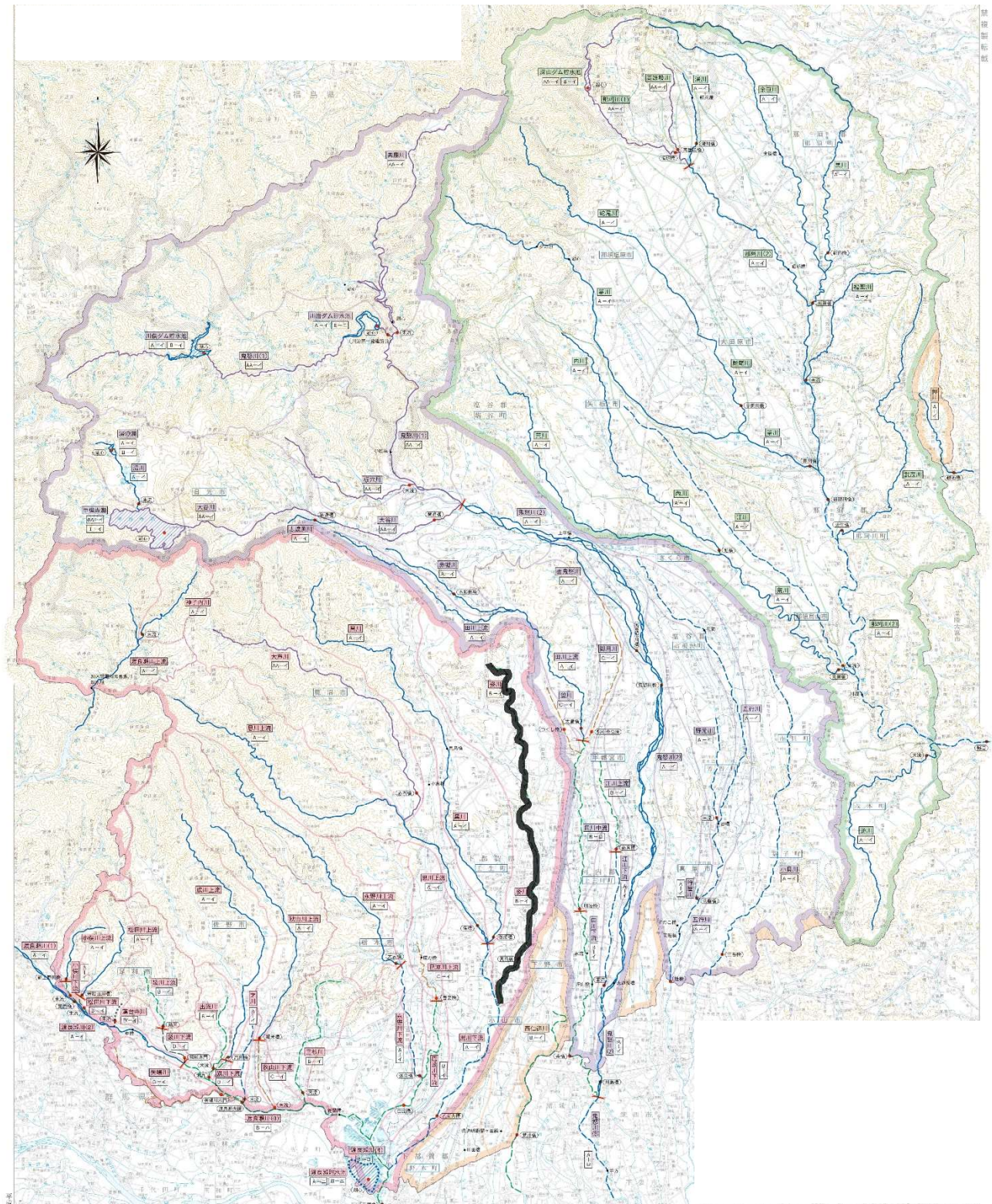


図 姿川の位置図